

重要

平成26年7月31日

JBN会員各位

(一社) JBN
執行役員 遠藤 龍一

認定長期優良住宅の維持保全状況に関する抽出調査について

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は(一社)JBNの事業運営につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、抽出対象物件は、長期優良住宅先導モデル事業等になり、国土交通省等より施主に直接調査がいく予定で、今後継続的に実施される可能性があります。

つきましては、その対応について以下の通り連絡いたしますので、維持保全計画・住宅履歴へ追加登録等適切な対応の徹底を宜しくお願い致します。

○認定長期優良住宅の建築・維持保全計画に係る状況調査

1) 背景

・長期優良住宅認定は、平成21年6月4日より施行されており、平成26年6月4日で満5年を経過し、制度開始後6年目になり、長期優良住宅の維持保全計画は、5年目に最初の点検をする計画が多いことから、今年度より調査が実施される。

2) 開始時期 平成26年秋頃から実施。その後は継続的に行われる。

3) 調査概要(想定)

・所管行政庁による抽出調査。調査の概要は以下のとおりとなることが想定される

①調査対象者の選定

- ・管内に存する築5年を経過する認定長期優良住宅の居住者(施主)
- ・抽出数は対象住宅の1割程度を目安として各所管行政庁の事務処理状況等により定められる。

②調査方法

- ・調査用紙が、抽出選定された居住者(施主)のところに送付される。
- ・調査用紙へ維持保全計画に基づく点検、臨時点検(地震時や台風時等に実施する点検)の有無等を記入する。(調査報告時に点検等記録のコピーの提出が求められる場合もあり)

4) その他

- ・計画通り建築及び維持保全を実施していない場合は、所管行政庁から認定計画実施者へ指導及び改善命令がある。
- ・改善命令を受けても従わない場合は、所管行政庁による認定の取消しが行われることがある。

問合せ先 JBN事務局：坂口・山崎・池谷

TEL03-5540-6678 FAX03-5540-6679 mail:jbn@jbn-supp.r.jp